

鹿児島県医療費適正化計画

計画の期間：平成30年度～平成35年度

平成30年3月
鹿児島県

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

1 高齢化の見通し	2
2 医療費の動向	4
3 生活習慣病等を巡る状況	6
4 医療の提供体制を巡る状況	14
5 後発医薬品の状況	18
【参考】 第2期計画に記載した県民医療費の見通し及び取組目標の進捗状況等	19
6 本県の医療費を取り巻く課題	24

第3章 医療費適正化に向けた目標と取組

1 県民の健康の保持の推進	25
2 医療の効率的な提供の推進	27
【参考】 第3期計画に基づく適正化の取組を行った場合の県民医療費の見通し	29

第4章 計画の推進

1 PDCAサイクルによる計画の推進	30
2 計画の周知	30
3 計画の推進体制	30

参考資料

1 鹿児島県医療費適正化計画の策定の経緯	31
2 鹿児島県医療費適正化計画策定委員会	31

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年の医療制度改革の一環として、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）」に基づき、国及び都道府県は、医療費適正化計画を策定し、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、これらの目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指すこととされました。

本県においては、平成20年に医療関係者や市町村と連携しながら、医療費適正化に向けて本県の取り組む方向を示す「鹿児島県医療費適正化計画」を策定しました。

その後も、平成25年3月に見直しを行い、県民の健康意識の向上や生活習慣病等の予防、医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の整備等の各般の施策に取り組んできたところです。

一方、我が国は、平成37年に、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる超高齢社会を迎えることが見込まれていることから、国においては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」を制定し、本県では、これを受けて、平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めました。

また、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定され、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととなりました。

今般、第2期医療費適正化計画の期間終了に伴い、これらの動きや国の方針等を踏まえつつ、本県の医療費の動向や特性等について分析を行った上で新たな計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、法第9条の規定に基づく計画として、本県の医療費適正化対策の計画的・総合的な推進の基本となるものです。
- 医療費の適正化に当たっては、「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」が重要であり、これらは、鹿児島県保健医療計画（地域医療構想を含む）、健康かごしま21、鹿児島すこやか長寿プラン2018、鹿児島県国民健康保険運営方針をはじめとする他の計画等と密接に関係することから、これらの施策と調整・連携しながら取り組み、結果として医療費の伸びの抑制を図っていくこととします。

3 計画期間

- 本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。
- 社会情勢の変化や保健医療の動向により、必要があると認めるときは、計画の見直しを行うこととします。